

	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害						
		聴 覚 障 害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害
								上 肢 機 能	移 動 機 能						
1級	両目の視力の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害	呼吸器の機能の障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害	小腸の機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
2級	1 両目の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両目の視野がそれぞれ10度以内でかつ両目による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの ★両手の全ての指の機能を全廃したものの	1 両下肢機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの(1級、2級とも一上肢に運動機能障害がある場合を除く)	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	1 両目の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両目の視野がそれぞれ10度以内でかつ両目による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失(咽頭及び喉頭摘出による音声機能障害に限る)	1 両上肢の親指及び人差し指を欠くもの 2 両上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をショーパ関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの ★両下肢の股関節の機能全廃したものの ★両下肢の膝関節の機能全廃したものの ★右下肢及び左下肢の機能の著しい障害	幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害	呼吸器の機能の障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害	小腸の機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	1 両目の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両目の視野がそれぞれ10度以内のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢の親指を欠くもの 2 両上肢の親指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、ひじ関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢の親指及び人差し指を欠くもの 5 一上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したものの 6 親指又は人差し指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 親指又は人差し指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 親指又は人差し指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害	呼吸器の機能の障害	ぼうこう又は直腸の機能の障害	小腸の機能の障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両目の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両目による視野の2分の1以上が欠けているもの				1 両上肢の親指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢の親指を欠くもの 4 一上肢の親指の機能を全廃したものの 5 一上肢の親指及び人差し指の機能の著しい障害 6 親指又は人差し指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの						
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、両目の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢の親指の機能の著しい障害 2 人差し指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 人差し指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害(内かん) 下肢7級該当障害が2以上ある場合は、繰り上がりにより本人運転で該当		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの						
7級		S57.8.4改正(聴力レベルでの測定方法の変更)従前80db・・・3級 ↓ 10db UP 現在90db・・・3級			1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 人差し指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢の中指、薬指及び小指を欠くもの 6 一上肢の中指、薬指、及び小指の機能を全廃したものの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの						

本人運転・家族運転可

本人運転に限る